



発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示 (令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部改正 (漁業管理課) (7・16揭示) 1
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課) 1
大規模小売店舗に関する変更の届出 (5件) (経営支援課) 1
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課) 4
告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課) 5
公告
危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防政策課) 5
土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課) 6
入札公告
一般競争入札(デスクトップパソコン一式の借入れ)の公告 (土木政策課) 6

告 示

高知県告示第586号の2

令和3年3月高知県告示第233号(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和3年7月16日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

2の(4)中「3.0トン」を「9.321トン」に改める。

高知県告示第647号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50

条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
元氣堂調剤薬局 安芸郡安田町安田1723 令3・6・1 やすだ店

高知県告示第648号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
(2) 届出者の住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ高知インター店 高知市一宮南町一丁目76番地1
(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 香川県高松市円座町1001番地

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

Table with 3 columns: 小売業者名, 代表者名, 住所. Content: 株式会社マルナカ, 代表取締役 齋藤 光義, 香川県高松市円座町1001番地

(変更後)

Table with 3 columns: 小売業者名, 代表者名, 住所. Content: マックスバリュ西日本株式会社, 代表取締役 平尾 健一, 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号; 株式会社大創産業, 代表取締役 矢野 靖二, 広島県東広島市西条古行東一丁目4番14号

(5) 変更年月日

令和3年3月1日

(6) 変更理由

合併による設置者及び小売業者の変更並びに小売業者入店のため

2 届出年月日

令和3年6月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第649号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
(2) 届出者の住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- マルナカ南国店
南国市大楠字樋掛甲2531ほか
- (4) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
香川県高松市円座町1001番地
(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役
平尾 健一
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 齋藤 光義	香川県高松市円座町1001番地

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 直丈	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
パレモホールディングス株式会社	代表取締役 吉田 馨	愛知県名古屋市市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階
田中商事株式会社	代表取締役 田中 康雅	愛媛県松山市大街道二丁目3番地8
株式会社アルカスイインターナショナル	代表取締役 内山 誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

- (5) 変更年月日
令和3年3月1日
- (6) 変更理由
合併による設置者及び小売業者の変更並びに小売業者入店のため
- 2 届出年月日
令和3年6月3日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
南国市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第650号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
- (2) 届出者の住所
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ須崎店
須崎市神田字下切2496-1ほか
- (4) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
香川県高松市円座町1001番地
(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役
平尾 健一
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 齋藤 光義	香川県高松市円座町1001番地
株式会社キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知市本町四丁目1番16号
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 学	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
株式会社やました	代表取締役 山下 博巳	須崎市西崎町6-35
高知出版販売株式会社	代表取締役 隅田 遼介	高知市若松町8-4

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社キタムラ	代表取締役 浜田 宏幸	高知市本町四丁目1番16号
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 直丈	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
株式会社やました	代表取締役 山下 博巳	須崎市西崎町8-3

有限会社ハリカ須崎店	代表取締役 海地 雅弘	須崎市青木町5番11号
------------	----------------	-------------

- (5) 変更年月日
令和3年3月1日
- (6) 変更理由
合併による設置者及び小売業者の変更、小売業者の代表者及び住所変更並びに小売業者入退店のため
- 2 届出年月日
令和3年6月3日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第651号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
 - (1) 届出者の名称
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
 - (2) 届出者の住所
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ四万十店
四万十市具同211番地1ほか
 - (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
香川県高松市円座町1001番地

- (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 齋藤 光義	香川県高松市円座町1001番地

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社キタムラ	代表取締役 浜田 宏幸	高知市本町四丁目1番16号
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 直丈	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12

- (5) 変更年月日
令和3年3月1日
- (6) 変更理由
合併による設置者及び小売業者の変更並びに小売業者入店のため
- 2 届出年月日
令和3年6月3日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
 - (1) 届出者の名称
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
 - (2) 届出者の住所
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ野市店
香南市野市町西野ヌノ丸2700-2ほか
 - (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
香川県高松市円座町1001番地
(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 齋藤 光義	香川県高松市円座町1001番地
有限会社スーパーストア富士屋	代表取締役 坂本 信子	南国市後免町2-1-19
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

株式会社こみべーカリー	代表取締役 古味 由紀	高知市知寄町一丁目1番21号
-------------	----------------	----------------

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
有限会社スーパーストア富士屋	代表取締役 坂本 信子	南国市後免町2-1-19
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濶二丁目38番地

(5) 変更年月日
令和3年3月1日

(6) 変更理由
合併による設置者及び小売業者の変更並びに小売業者退店のため

- 2 届出年月日
令和3年6月3日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
香南市役所
- 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第653号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

安田町内京坊
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	安芸郡安田町字北屋敷	360番1
2	〃 〃 字中カウ子	945番1
3	〃 〃 〃	943番2
4	〃 〃 〃	942番ハ
5	〃 〃 字マエミチ	931番
6	〃 〃 字梅ノ木	513番
7	〃 〃 字北屋敷	407番2地先道

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第654号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

構原町飯母(2)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡構原町飯母	2818番3
2	〃 〃 〃	2815番
3	〃 〃 〃	2816番5
4	〃 〃 〃	2829番
5	〃 〃 〃	2947番1

6	〃 〃 〃	2982番
7	〃 〃 〃	2980番
8	〃 〃 〃	2978番2
9	〃 〃 〃	2956番
10	〃 〃 〃	2936番2
11	〃 〃 〃	2893番3
12	〃 〃 〃	2890番8
13	〃 〃 〃	2890番2
14	〃 〃 〃	2890番1
15	〃 〃 〃	2890番1
16	〃 〃 〃	2890番2

(2) 区域

標柱1から10までを順次に直線で結んだ線及び標柱10と1を2級町道飯母線に沿って結んだ線により囲まれた区域内並びに標柱11と12を直線で結んだ線、標柱12と13をその他町道飯母線に沿って結んだ線、標柱13から16までを順次に直線で結んだ線及び標柱16と11を水路に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第655号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和3年8月2日から施行する。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	潮江南	”	昭和58年4月15日	”	」
---	-----	---	------------	---	---

を削る。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

(1) 前期日程

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
令和3年8月20日(金) 安芸市消防防災センター	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
令和3年8月24日(火) 高知県立人権啓発センター	”	”
令和3年8月25日(水) ”	”	”
令和3年8月26日(木) ”	”	”
令和3年8月30日(月) 中土佐町民交流会館	”	”
令和3年8月31日(火) 四万十市立文化センター	”	”
令和3年9月1日(水) ”	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	/

備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう（(2)の表において同じ。）。

2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）に

における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう（(2)の表において同じ。）。

(2) 後期日程

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
令和3年11月4日(木) 中土佐町民交流会館	午前9時から正午まで	
令和3年11月5日(金) 四万十市立文化センター	〃	
令和3年11月12日(金) 安芸市消防防災センター	〃	
令和3年11月16日(火) 高知県立人権啓発センター	〃	午後1時から午後4時まで
令和3年11月17日(水) 〃	〃	〃
令和3年11月18日(木) 〃	〃	〃

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、令和3年8月2日（月）から同月13日（金）までの間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課

内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北川村南部土地改良区の定款の変更を令和3年7月15日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年7月30日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
デスクトップパソコン一式 258組
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入物品の借入期間
令和4年2月1日から令和9年1月31日まで
- (4) 借入物品の納入期限
令和4年2月1日
- (5) 借入物品の納入場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、知事が別に定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部技術管理課
電話番号088-823-9826
ファクシミリ番号088-823-9263

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

<p>令和3年7月30日（金）から同年8月23日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 令和3年7月30日午前9時から同年8月23日午後5時までの間に高知県ホームページの入札情報ページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和3年9月9日（木）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年9月8日（水）午後4時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 7階会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品を納入することができることを証明する書類を令和3年8月23日午後4時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 最低制限価格の設定の有無 無</p> <p>(6) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日</p>	<p>までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(7) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(8) 契約書作成の要否 要</p> <p>(9) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和3年8月12日（木）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Details of items to be leased: Desktop PC 258 complete sets</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Monday 23 August 2021</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Tuesday 9 September 2021</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Wednesday 8 September 2021</p> <p>(5) Contact: Technical Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan tel: 088-823-9826 Fax: 088-823-9263</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
---	--	--